

厚生労働大臣

田村 憲久 様

要 望 書

平成 2 5 年 6 月 5 日

福島県南相馬市長

桜井 勝延

福島県南相馬市鹿島区行政区長会長

郡 俊彦

南相馬市の警戒区域等は、平成24年4月に「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の3つの区域に再編され、区域への出入りが一部緩和されたものの、当市はこれら3つの区域のほか、「特定避難勧奨地点」、「旧緊急時避難準備区域」、そして「これら区域に含まれない30km圏外の区域」に分断されており、東日本大震災から2年2ヶ月を経過した今も、地域コミュニティの維持すらままならない現状であります。

30km圏外の区域においては、震災直後から、小・中学校、幼稚園、保育園の再開や、仮設住宅の建設など行い、復興に向けた取り組みを進めました。

現在も、山野草の摂取制限、水稻の作付け制限、医療や経済など南相馬市民として、生活上なんら変わりがないのにも関わらず、区域の違いによる制度上の取扱いの差があるため、市民の間で不公平感が増長しており、自治区、さらには、自治区内の行政区の運営にも支障を来たしている状況にあります。

このような中、復興に向けて、市民が絆を結び、力を結集していくためには、市を一体とする国の支援が不可欠であります。

つきましては、30km圏外の区域に関し、以下の事項について要望します。

記

1 国民健康保険及び介護保険について

(1) 国民健康保険税の減免について

国民健康保険税の減免については、南相馬市全域を対象とし、保険税の減免額を全額財政支援すること。

(2) 介護保険料の減免について

介護保険料の減免については、南相馬市全域を対象とし、第一号保険料の減免額を全額財政支援すること。

(3) 国民健康保険一部負担金等及び介護保険利用料の免除について

国民健康保険一部負担金等及び介護保険利用料の免除については、南相馬市全域を対象とし、免除額を全額財政支援すること。